

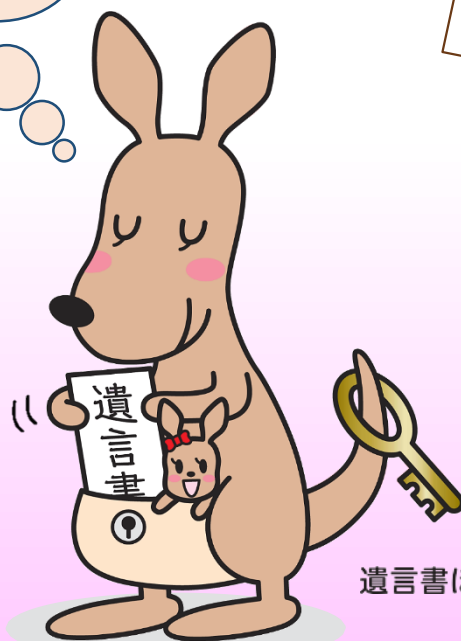
自筆証書遺言書作成キット (遺言書用紙付き)

～ 自筆証書遺言書を作成するためのお手伝い～

あなたの思いを
形にしてみませんか

大切な人に
財産や思いを
残したい

遺言書



遺言書ほかんガルー

山形地方法務局

【お問い合わせ先】

供託課 023-625-1321 寒河江支局 0237-86-3258 新庄支局 0233-22-7528

米沢支局 0238-22-2148 鶴岡支局 0235-22-1003 酒田支局 0234-25-2221

【ホームページ】

<https://houmukyoku.moj.go.jp/yamagata/>

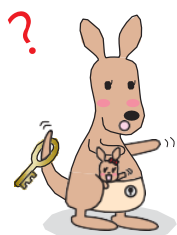


遺言書を作成する



遺言書って作った方がよいのですか？

- ◎自分の生きている間に相続について決めておきたい。
 - ◎自分の死後における相続に関する争いを防ぎたい。
 - ◎遺族や知人に感謝の気持ちなどを残したい。
- などとお考えの場合は、遺言書の作成をお勧めします。



遺言書の作成って難しくないですか？

シンプルな内容の遺言をお考えで、ご自身で作成しても問題がなさそうな場合は、**自筆証書遺言**をご検討してはいかがでしょうか。**自筆証書遺言書は、法務局に預けることができます。**詳しくは、法務省民事局作成のパンフレット「自筆証書遺言書保管制度のご案内」をご覧ください。

これに対し、遺言の内容が複雑であったり、ご自身で作成することに自信がない場合は、法律の専門家（弁護士、司法書士など）に相談するか、又は、**公正証書遺言**をご検討してはいかがでしょうか。
ご自身に合った遺言の方式を選びましょう。



**法務局で
保管可能**

遺言の種類	自筆証書遺言 ～手軽かつ自由度の高い方式～	公正証書遺言 ～信頼性の高い方式～
作成	◎ 遺言者自身が自書できれば、いつでも自らの意思により作成できます。 ◎ 法令上の要件を満たしていなかったり、内容に誤りがあると無効になります。	◎ 法律専門家である公証人が、2人以上の証人のもと、厳格な方式に従い作成します。 ◎ 遺言の内容について公証人の助言を受けることができます。
費用	◎ 遺言者自身で作成する場合は不要 ◎ 法務局に保管する手数料は3900円	◎ 作成には財産の価額に応じた手数料が必要です。
保管	◎ 遺言者自身で保管する必要があります。 自筆証書遺言書保管制度を利用すると、法務局が厳重に保管します。	◎ 公証人が厳重に保管します。
検認の 手続	◎ 遺言者本人の死亡後、家庭裁判所で遺言書の検認手続が必要です。 ◎ 法務局で保管した遺言書については、検認手続は不要です。	◎ 遺言者本人の死亡後、家庭裁判所で遺言書の検認手続は不要です。

自筆証書遺言書の作成上の注意

自筆証書遺言書を作成するときは、次の事項に注意してください。

(次の①～⑥は、自筆証書遺言の方式として民法第968条に定められている事項です。)

①	遺言書の全文（財産目録以外の本文）を自書する。
②	遺言書に作成年月日を自書する。
③	遺言書に氏名を自書する。
④	遺言書に押印をする（認印でも差し支えありません。）。
⑤	【該当する場合のみ】 遺言書にパソコンで作成した財産目録や登記事項証明書の写し、預貯金通帳の写し等を添付する場合、各用紙に署名と押印をする。
⑥	【該当する場合のみ】 内容を変更（加除、訂正等）した場合、その場所が分かるようにして、変更（加除、訂正等）した旨を付記して署名し、変更した場所に押印をする。

自筆証書遺言書の作成イメージ

① 遺言書の全文を自書
遺言書

遺言者山形太郎は、次のとおり遺言する。
遺言者は、遺言者が相続開始時に有するすべての財産を、長男山形守（~~昭和~~平成^{〇〇}年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

(付言事項)
〇〇〇〇には、・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所 山形県山形市〇〇町〇〇番〇〇号
山形太郎 ^(認印)

本文3行目、2字削除2字追加 山形太郎

1/1

② 遺言書の作成年月日を自書 →

③ 氏名を自書 →

④ 押印 ←

⑤ 訂正例 ←

⑥ 訂正例 ←

* 自筆証書遺言書保管制度のご利用をお考えの方は、上記注意事項のほかに、様式に関する注意事項もありますので、法務省民事局作成のパンフレット「自筆証書遺言書保管制度のご案内」もご覧ください。
法務省HP https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

自筆証書遺言書の記載例

遺言書

遺言者山形太郎は、次のとおり遺言する。

遺言者は、遺言者が相続開始時に有するすべての財産を、妻山形花子（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

（付言事項）

妻の花子には長年にわたり連れ添ってくれたことを、大変感謝しています、最後まで本当に苦勞をかけました。・・・・・・・・・・・・・・・・。くれぐれも体には気を付けてください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所 山形県山形市〇〇町〇〇番〇〇号

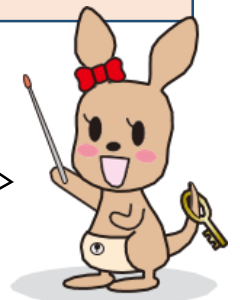
山形太郎 

1/1

法務局へ自筆証書遺言書を預ける場合は、上5mm以上、下10mm以上、左20mm以上、右5mm以上の余白が必要となります。

すべての財産を相続人のうちの一人に相続させる場合

自筆証書遺言書の保管申請をする場合は、事前予約が必要です。



遺言書

遺言者山形太郎は、次のとおり遺言する。

- 1 遺言者は、遺言者が有するすべての財産を、遺言者の孫山形緑（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生、住所〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇）に包括的に遺贈する。
- 2 遺言者は、遺言執行者として、遺言者の孫山形緑を指定する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所 山形県山形市〇〇町〇〇番〇〇号

山形太郎 

1/1

すべての財産を相続人ではない人に譲る場合

自筆証書遺言書は、遺言者自身が自書できれば、いつでも作成することができます。

